



発行 / 西東京市
編集 / 企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町5-6-13

西東京

電話で聞く、
ホームページ情報
「西東京市テレホンウェブ」
0424-66-5811

市役所代表電話 / **0424-64-1311**
ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp>
(携帯電話) <http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp>
(Lモード) Lメニューリストから検索できます。

今号の主な内容

2面 地域情報化シンポジウムを開きます



地域情報化によって、生活がどのように変わるのでしょうか。一緒に考えてみませんか。

3面 東京文化財ウィーク講演会・出前企画展



縄文時代の集落をテーマとした講演会と、下野谷遺跡の出土品の展示・公開をします。

4面 分別排出にご協力ください



資源物や充電式電池をごみとして出さないで、回収・リサイクルにご協力ください。

8面 市民まつりにご参加ください



西東京市に住み、学び、働く皆さんが、一緒に楽しむ市民みんなのおまつりです。

廃棄物行政に関する施策について 答申が提出されました



企画
加えられる事業の
年齢層の市民が参
加できる事業の
企画

21世紀に入り、自然の保護と、資源の大切さが問われています。そのため、「資源循環型社会(注1)」を目指して法体系を整備してきた国はその実施に向け国際的な責任を、また、生産社会の基盤を担う企業は、拡大生産者責任(注2)の役割を担うことになっていきます。

そして、各自治体は、市民とともに環境の保全に努める等、それぞれの役割を果たす体系を確立して、推進することが重要となっています。西東京市の廃棄物に関するさまざまな課題への取り組みも、市民をはじめ、商店・企業・関係団体の立場でそれぞれの役割を実践し、行政と一体になって取り組むべきと考えます。

今後、本年3月に策定された「一

はじめに

西東京市廃棄物減量等推進審議会(池田秀昭会長)は、本年5月15日に西東京市長から「西東京市廃棄物行政に関する施策について」3項目(仮称)リサイクルプラザ構想に伴う施設内容・ごみ排出に伴う市民負担の公平性・し尿収集の有料化)の諮問を受け、審議の結果、10月に答申を提出しました。その概要をお知らせします。
(ごみ減量推進課(保谷庁舎内線2222))

一般廃棄物処理基本計画」を基に、将来に向けた実施計画を立て、ざん新な取り組みを行う必要があります。また、現在、1市2制度で行われているごみ・資源物の収集方法は、統一できるように、さらに努力してください。

(仮称)リサイクルプラザ構想に伴う施設内容

市民がごみ減量意識を高めるため、啓発を中心とした事業の取り組みが必要です。

そのための(仮称)リサイクルプラザの建設については、多くの市民がいつでも気軽に来館できるような施設とし、エコロジーとリサイクルに特色を示すとともに、バリアフリーにも、最大限考慮する必要があります。《事業・企画内容等》

必要になった使用可能な家具等の展示販売やフリーマーケットの実施
展示室・図書室
ビデオ・インターネットによる情報の提供連絡室、多目的ルーム等の検討
容器包装リサイクル法等に関する展示コーナーの設置
体験事業、講演会など幅広い年齢層の市民が参加できる事業の企画

ごみ排出に伴う市民負担の公平性

循環型社会の構築を図るうえで、すべての廃棄物の排出者は、自ら排出した廃棄物について、一定の責任を負うという考え方を確立していく必要があります。

また、市の行財政改革大綱の中で、ごみの減量化対策として、「環境と共生した社会の構築を目指し、廃棄物の抑制、資源リサイクルの推進は避けられない課題」としています。そこで、ごみの排出量により一定の経済的負担も視野に入れ、ごみ減量意識を持つ動機付けとなる施策が必要とされます。

おわりに

ごみの減量化の方策は、資源の再利用や分別排出などが実施されていますが、なかなか進展していませんが、現実です。

多摩地域の最終処分場の埋め立て期限が明らかになっている実情を、市は、市民とともに再認識し、いかに、「ごみの減量」と「資源化」が切実な課題を考えなければなりません。

また、柳泉園組合を構成する本市・東久留米市・清瀬市の重要課題となっている「容器包装リサイクル法(その他プラスチック)に基づく施設整備についても、一般廃棄物中間処理施設を持っていない西東京市としての責任・役割を果たすために、2市と協議のうえ、施設用地の確保に向けた努力が必要です。

市は、市民の協力を得ながら、ごみの減量化、分別収集に積極的に取り組むと同時に、市民の生活安定を図りながら、循環型社会の構築に向けて、有効な手段を講ずる必要があります。

し尿収集の有料化

市内の公共下水道の普及率は、ほぼ100%に達し、すでに市全域が公共下水道供用開始区域となっています。

公共使用の世帯は、下水道料金金を自己負担していますが、公共下水道未接続世帯の一般家庭のし尿汲

み取り世帯は自己負担がなく、かつ、収集料金を市が全額負担していただきます。

このことは、受益者負担の原則から市民の公平さを欠くことにもなります。併せて、市内全世帯の水洗化の促進と、し尿処理施設の合理化を図る意味からも、対象世帯には一定の経済的負担も必要と考えます。

注1:ものを大切に使い、繰り返し使い、使えなくなったものをごみとはしないで、再び資源として利用することにより、環境に優しい社会をつくること

注2:ものを製造、販売する人は、自己の責任で品物を回収し再利用したり、処分しなければならぬこと